

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	航空自衛隊入間基地で使用する電力	入基LPS-X-11350	
		承 認	令和7年12月 12日
		作 成	令和7年12月 12日
		改 正	年 月 日
			年 月 日
		要求部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則

1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊入間基地にて使用する電力供給契約（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 役務内容 調達要領指定書による。

1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。

a) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）

b) 電力供給契約における入札の実施について（平成21年1月22日環境会発第090122003号，最終改正：平成31年3月26日環境会発第1903269号）

c) その他関係法令，上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

2.1 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は，監督官の許可を得るものとし，契約相手方が経費を負担するものとする。

2.2 契約相手方は，基地及び基地の施設への立入に関し，規則に基づく所要の手続を実施し，基地司令の許可を受けるものとする。

2.3 契約相手方は，基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか，細部は監督官の指示に従うものとする。

2.4 契約相手方は，基地内で知り得た情報について，第三者に漏らしてはならない。

2.5 契約相手方は，基地内における写真撮影について，本役務に必要な場合及び内容のみとし，監督官の許可を得るものとする。また，写真，フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し，保持してはならない。

2.6 契約相手方は，官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出，複製又は閲覧させてはならない。また，役務完成後速やかに返納すること。

2.7 契約相手方は，本役務に関連するデータについて，ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし，必要書類の提出後，当該データを消去し，当該データは保持しないものとする。

2.8 本仕様書に記載されていない事項で，関係法令等上，当然実施しなければならない事項については，契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。

3. 基地内における共通規定事項

3.1 作業時間は，8時15分から17時（基準）までとし，労働基準法第34条に基づく休憩時間（基準）を1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。

3.2 基地内における車両等の運行は，公道と同様に交通規則を遵守し通行する。

3.3 基地内における車両の駐車場所，資機材置き場は，監督官の指示による。

3.4 基地内における車両の制限速度は，別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。

3.5 携帯電話は，車内又は建物内の指定場所に保管し，事務所内へ持ち込まないこと。また，通話及び操作は，事務所外で行うこととする。

3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日，日曜日を除く8時15分及び17時）は，騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこととする。

4. 官公署その他の届出等

4.1 役務の着手，履行及び完成に当たり，関係者公署その他の関係機関への必要な

品名又は件名	航空自衛隊入間基地で使用する電力
--------	------------------

届出手続等を遅滞なく行うこと。

- 4.2 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- 4.3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
- 5. 完了確認（検査）・完成検査
 - 5.1 契約相手方は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。
 - 5.2 完了確認（検査）現場の完了時に検査官の確認を受けるものとする。
 - 5.3 完成検査は以下の要件を満たす場合に検査官が実施する。
 - a) 仕様書に示す役務の完了
 - b) 仕様書に示す役務関係図書の提出
 - c) その他監督官の指示する事項

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	中警団基地業務群施設隊
	作 成 年 月 日	令和8年7月1日
件 名	航空自衛隊入間基地で使用する電力	
仕 様 書 番 号	入基LPS-X-11350	
指定事項： 1.2 役務内容 a) 電力供給場所 電力供給場所は、航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地）とし、付図に示す。 b) 業種及び用途 業種及び用途は、官公署、航空自衛隊基地運営（電灯動力併用需要）とする。 c) 供給電気方式等 供給電気方式は、以下に示す。 1) 供給電気方式 交流3相3線式 2) 供給電圧（標準電圧） 60,000V 3) 計量電圧（標準電圧） 60,000V 4) 標準周波数 50Hz 5) 受電方式 本線予備線方式（2回線供給） 6) 蓄熱式負荷設備の有無 有 d) 契約電力 1) 契約電力は、常時電力及び予備電力ともに6,000kWとする。 2) 予備電力の種類は、予備線とする。 e) 予定使用電力量 予定使用電力量は13,435,300kWhとする。 （月別予定使用電力量は付表とする。） f) 供給電気の種類等 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。 g) 履行期間 履行期間は、令和8年9月1日午前0時00分から令和9年3月31日午後24時00分までの間とする。 h) 電力量の検針 電力量の検針について、以下に示す。 1) 検針方式 遠隔自動検針 2) 自動検針装置 東京電力パワーグリッド株式会社の設置品 3) 設置場所 電力供給場所構内		

i) 電力量計の構成

電力量計の構成について、以下に示す。

- 1) 電力需給用複合計器（通信機能付き）
- 2) 定格電圧 110V
- 3) 定格電流 5A
- 4) 定格周波数 50Hz
- 5) 計器乗数 1,000パルス/kW秒、1,000パルス/kVar秒
- 6) パルス乗数 50,000パルス/kW秒

j) 電力供給地点、電気工作物の財産分解点、保安上の責任分解点

電力供給地点、電気工作物の財産分解点、保安上の責任分解点は電力供給場所に設置する縮小型受電設備（ガス絶縁開閉装置）の終端接続部端子と東京電力と東京電力パワーグリッド株式会社が設置する地中引込線終端接続部端子との接続点とする。

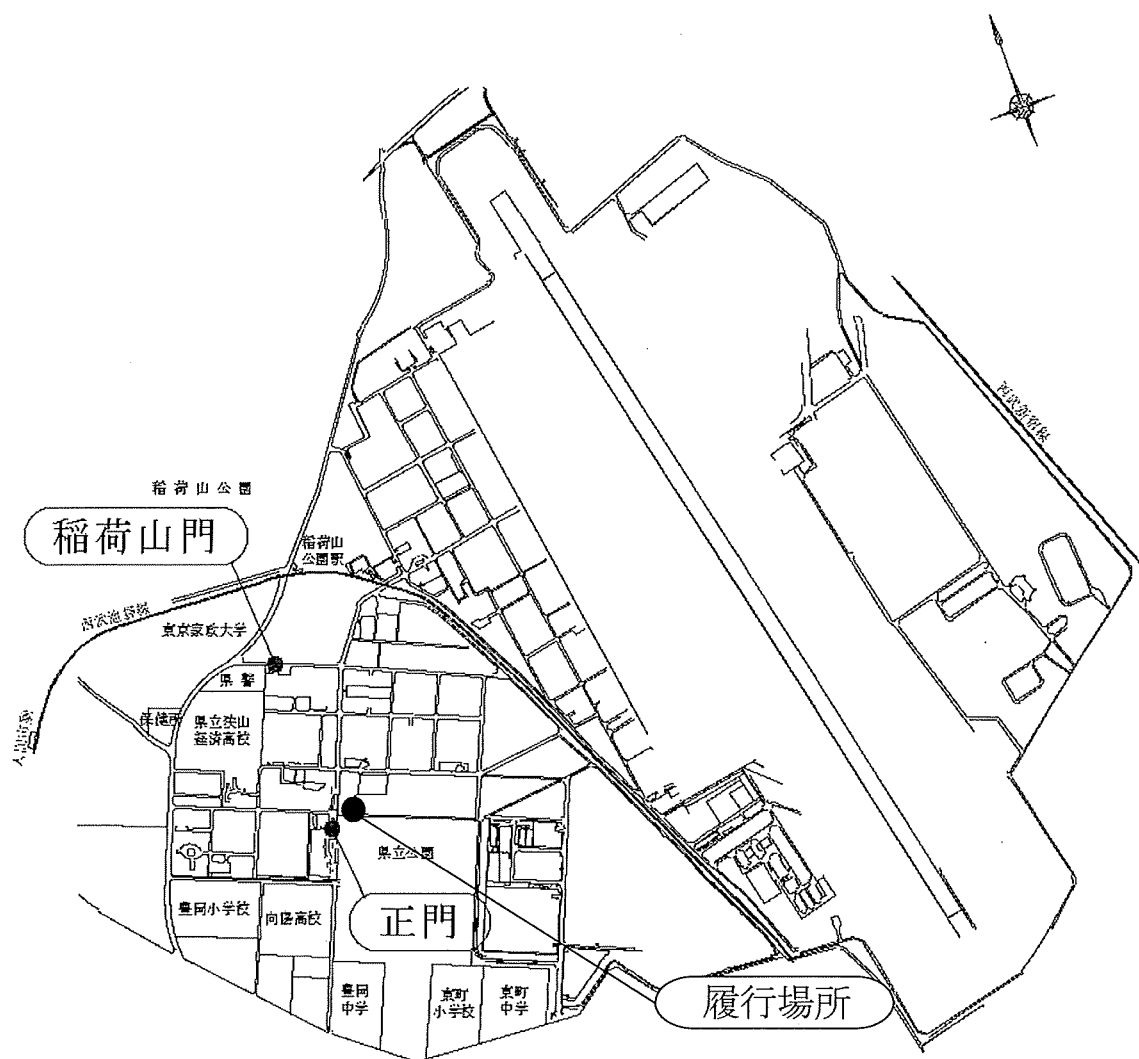
k) その他事項

その他事項について、以下に示す。

- 1) 電力供給場所の構内において、フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与える設備は有していない。
- 2) 電力供給場所の構内において、非常用自家発電装置（総容量4,260kW）を設置している。
- 3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の小売電気事業者（一般電気事業者含む）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約条項）によるものとする。
- 4) 3) 以外の料金算定は、考慮しないものとする。
- 5) 契約相手方は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、官側に提出するものとする。
- 6) その他、この仕様書に定めのない事項については、官側と協議のうえ決定するものとする。

航空自衛隊入間基地で使用する電力

案 内 図



履行関係者以外
への複製を禁ずる

問い合わせ先
住所：埼玉県狭山市稲荷山 2-3
(航空自衛隊入間基地)
電話：04-2953-6131
(内線) 2628

入間基地月別予定使用電力量
(令和8年9月～令和9年3月)

区分 年月	総使用電力量 (キロワット時)	夏季 (キロワット時)	その他季 (キロワット時)
令和8年 4月			
令和8年 5月			
令和8年 6月			
令和8年 7月			
令和8年 8月			
令和8年 9月	2,185,300	2,185,300	
令和8年10月	1,675,400		1,675,400
令和8年11月	1,686,800		1,686,800
令和8年12月	1,944,200		1,944,200
令和9年 1月	2,140,000		2,140,000
令和9年 2月	1,932,500		1,932,500
令和9年 3月	1,871,100		1,871,100
合計	13,435,300	2,185,300	11,250,000

(注)

- ・夏季 9月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 10月1日から翌年3月31日までの期間

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	自衛隊入間病院で使用する電力	入基LP S-X-11351	
		承認	令和7年12月 12日
		作成	令和7年12月 12日
		改正	年 月 日
			年 月 日
		要求部隊等名	中警団基地業務群施設隊

1. 総則
 - 1.1 適用範囲 本仕様書は、自衛隊入間病院にて使用する電力供給契約（以下「本役務」という。）について適用する。
 - 1.2 役務内容 調達要領指定書による。
 - 1.3 関連文書 本仕様書に記載されていない事項は以下を適用する。
 - a) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
 - b) 電力供給契約における入札の実施について（平成21年1月22日環境会発第090122003号，最終改正：平成31年3月26日環境会発第1903269号）
 - c) その他関係法令，上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類
2. 基地内共通事項

契約相手方は、基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。

 - 2.1 本役務の履行場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官の許可を得るものとし、契約相手方が経費を負担するものとする。
 - 2.2 契約相手方は、基地及び基地の施設への立入に関し、規則に基づく所要の手続を実施し、基地司令の許可を受けるものとする。
 - 2.3 契約相手方は、基地内において本役務の履行で必要な場所以外への立入は行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
 - 2.4 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
 - 2.5 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
 - 2.6 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該役務関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、役務完成後速やかに返納すること。
 - 2.7 契約相手方は、本役務に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データは保持しないものとする。
 - 2.8 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。
3. 基地内における共通規定事項
 - 3.1 作業時間は、8時15分から17時（基準）までとし、労働基準法第34条に基づく休憩時間（基準）を1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。
 - 3.2 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を遵守し通行する。
 - 3.3 基地内における車両の駐車場所、資機材置き場は、監督官の指示による。
 - 3.4 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き30キロメートル毎時（基地外周道路40キロメートル毎時）とする。
 - 3.5 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこととする。
 - 3.6 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日、日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこととする。
4. 官公署その他の届出等
 - 4.1 役務の着手、履行及び完成に当たり、関係者公署その他の関係機関への必要な

届出手続等を遅滞なく行うこと。

- 4.2 届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- 4.3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行う。
- 5. 完了確認（検査）・完成検査
 - 5.1 契約相手方は、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。また、原則監督官の立会いのもとに実施する。
 - 5.2 完了確認（検査）現場の完了時に検査官の確認を受けるものとする。
 - 5.3 完成検査は以下の要件を満たす場合に検査官が実施する。
 - a) 仕様書に示す役務の完了
 - b) 仕様書に示す役務関係図書の提出
 - c) その他監督官の指示する事項

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	中警団基地業務群施設隊
	作 成 年 月 日	令和8年7月1日
件 名	自衛隊入間病院で使用する電力	
仕 様 書 番 号	入基LPS-X-11351	
指定事項： 1.2 役務内容 a) 電力供給場所 電力供給場所は、自衛隊入間病院（埼玉県入間市向陽台2丁目1番4）とし、付図に示す。 b) 業種及び用途 業種及び用途は、官公署、自衛隊病院（電灯動力併用需要）とする。 c) 供給電気方式等 供給電気方式は、以下に示す。 1) 供給電気方式 交流3相3線式 2) 供給電圧（標準電圧） 6,000V 3) 計量電圧（標準電圧） 6,000V 4) 標準周波数 50Hz 5) 受電方式 本線予備線方式（2回線供給） 6) 蓄熱式負荷設備の有無 無 d) 契約電力 1) 契約電力は、常時電力及び予備電力ともに658kWとする。 2) 予備電力の種類は、予備線とする。 e) 予定使用電力量 予定使用電力量は、1,954,400kWhとする。 （月別予定使用電力量は付表とする。） f) 供給電気の種類等 「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%とする。 g) 履行期間 履行期間は、令和8年9月1日午前0時00分から令和9年3月31日午後24時00分までの間とする。 h) 電力量の検針 電力量の検針について、以下に示す。 1) 検針方式 遠隔自動検針 2) 自動検針装置 東京電力パワーグリッド株式会社の設置品 3) 設置場所 電力供給場所構内		

i) 電力量計の構成

電力量計の構成について、以下に示す。

- 1) 電力需給用複合計器（通信機能付き）
- 2) 定格電圧 110V
- 3) 定格電流 5A
- 4) 定格周波数 50Hz
- 5) 計器乗数 1,000パルス/kWh、1,000パルス/kVarh
- 6) パルス乗数 50,000パルス/kWh

j) 電力供給地点、電気工作物の財産分解点、保安上の責任分解点

電力供給地点、電気工作物の財産分解点及び保安上の責任分界点は、電力供給場所に設置する第1号柱上の気中開閉器電源側と東京電力パワーグリッド株式会社が設置する架空引込線との接続点とする。

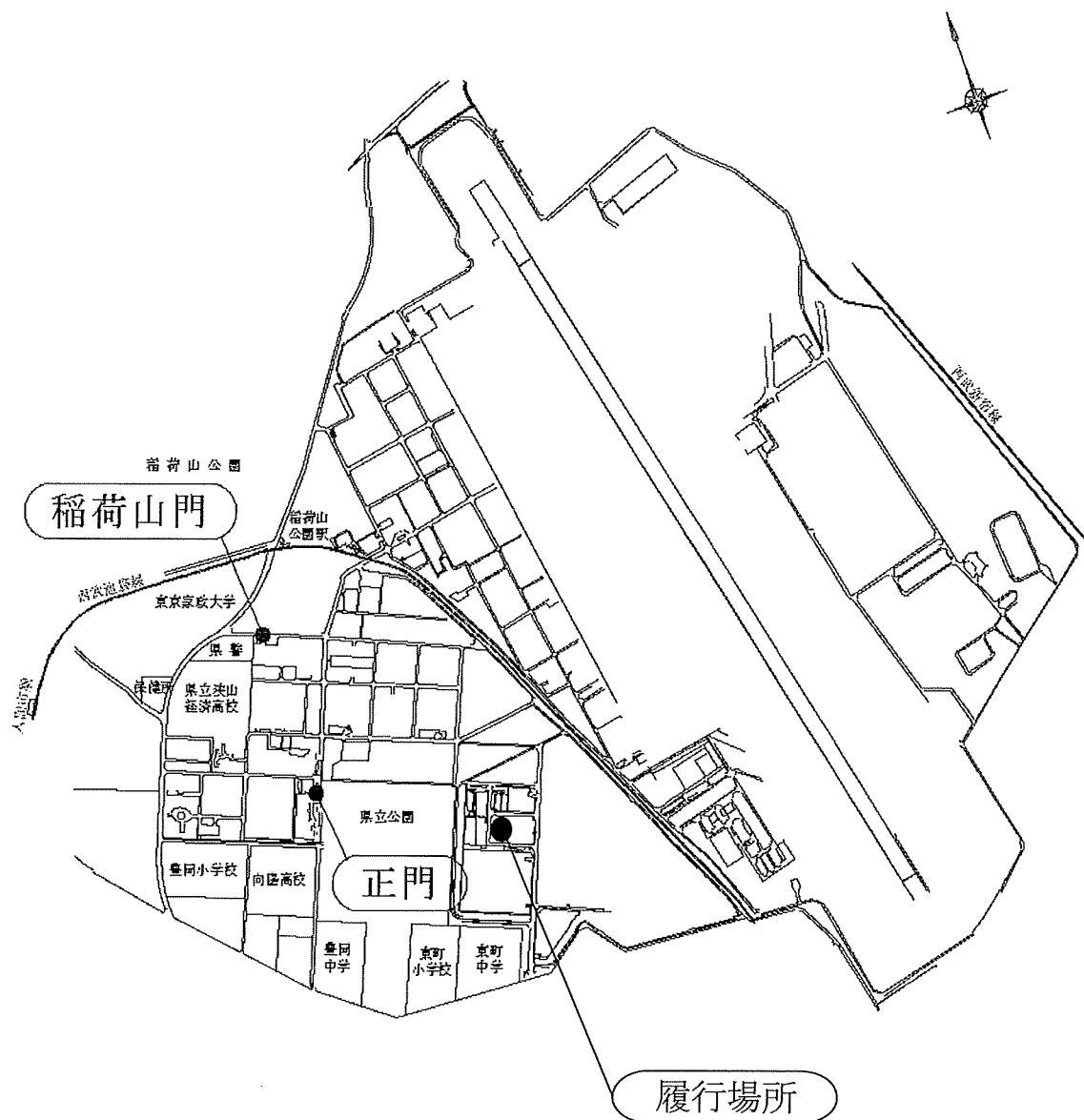
k) その他事項

その他事項について、以下に示す。

- 1) 電力供給場所の構内において、フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与える設備は有していない。
- 2) 電力供給場所の構内において、非常用自家発電装置（総容量1,500kW）を設置している。
- 3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の小売電気事業者（一般電気事業者含む）が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約条項）によるものとする。
- 4) 3) 以外の料金算定は、考慮しないものとする。
- 5) 契約相手方は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、官側に提出するものとする。
- 6) その他、この仕様書に定めのない事項については、官側と協議のうえ決定するものとする。

自衛隊入間病院で使用する電力

案 内 図



履行関係者以外
への複製を禁ずる

問い合わせ先
住所: 埼玉県狭山市稲荷山 2-3
(航空自衛隊入間基地)
電話: 04-2953-6131
(内線) 2628

入間病院月別予定使用電力量
(令和8年9月～令和9年3月)

区分 年月	総使用電力量 (キロワット時)	夏季 (キロワット時)	その他季 (キロワット時)
令和8年 4月			
令和8年 5月			
令和8年 6月			
令和8年 7月			
令和8年 8月			
令和8年 9月	302, 100	302, 100	
令和8年10月	264, 500		264, 500
令和8年11月	245, 200		245, 200
令和8年12月	294, 100		294, 100
令和9年 1月	319, 100		319, 100
令和9年 2月	271, 800		271, 800
令和9年 3月	257, 600		257, 600
合計	1, 954, 400	302, 100	1, 652, 300

(注)

- ・夏季 7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季 10月1日から翌年3月31日までの期間